

## 空家等の適正な管理の推進に関する協定書

松戸市（以下「甲」という。）と、公益社団法人松戸市シルバー人材センター（以下「乙」という。）は、空家等が放置され、管理不全な状態となることを防止するために、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携・協力をし、市内の空家等の管理の適正化を進めることにより、良好な生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等とは、市内に所在する建物その他の工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。
- (2) 管理不全な状態とは、次のいずれかに該当する空家等の状態をいう。
  - ア 建築物の倒壊、建築資材の剥落若しくは飛散又は敷地内に存する樹木の倒木により、人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれのある状態
  - イ 容易に不特定の者が侵入することができ、火災及び犯罪を誘発するおそれのある状態
  - ウ 敷地内に存する樹木若しくは雑草の繁茂又は資材等の散乱等により、周辺的生活環境の保全に支障を及ぼす状態
- (3) 所有者等とは、空家等を所有し、又は管理する者をいう。

（甲が行う業務）

第3条 甲は、次の業務を行う。

- (1) 甲は、市内にある空家等の所有者等から管理業務の相談を受けた場合は、乙の業務を紹介するものとする。
- (2) 甲は、広報、市ホームページその他の方法により、乙が行う空家管理業務をPRするものとする。

（乙が行う業務）

第4条 乙は、空家等の所有者等と契約し、次の業務を行う。

- (1) 除草
- (2) 清掃

(3) 植木の剪定

(4) その他、乙が受託できる一般作業、一般管理

(有効期間)

第5条 この協定書の有効期間は、協定の締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲乙のいずれからも解除の申し出がないときは、満了の翌日から1年間継続することとし、以後も同様とする。また、期間途中で協定を解除する場合は、解除の日の1か月前までに申し出を行うものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各1通を保有する。

平成27年 月 日

甲 千葉県松戸市根本 387 番地 5

松戸市

市長

乙 千葉県松戸市旭町1丁目 174 番地

公益社団法人松戸市シルバー人材センター

理事長